

争議権に係る主な論点（案）

争議権をめぐる主な論点として、次のようなものが考えられるのではないか。

1 自律的労使関係を構築する上での争議権の意義

- ① 国家公務員制度改革基本法に規定された自律的労使関係制度を措置する趣旨に照らし、争議権を付与する場合、その目的は何か
- ② 公務員の「地位の特殊性」と「職務の公共性」に照らし、争議権を含めた公務員の労働基本権に対し必要やむを得ない限度で制限を加えることには十分合理的な理由があるとした最高裁判決（全農林警職法事件判決）との関係をどのように考えるか
 - ※ 同判決においては、公務員の「地位の特殊性」と「職務の公共性」に照らし、争議権を含めた公務員の労働基本権に対し必要やむを得ない限度で制限を加えることには十分合理的な理由があるとされた。
- ③ 争議権を付与することに国民の理解が得られるか

2 争議権を付与する場合において、公務員の職務の公共性と争議権を調和させるための規制措置

- ① 付与の範囲
 - ・ 争議権を付与する公務員の範囲について明確な基準の設定は可能か。例えば、航空管制、特許、登記、入国審査、検疫、植物防疫、原子力安全、邦人保護等、業務で付与する範囲を定めることはできるか。また、職位（例：管理職、非管理職）で付与する範囲を定めることはできるか。
- ② 争議行為の手續等に係る規制、調整システム
 - ・ 争議行為の予告等の手續や、第三者による緊急調整の仕組み・緊急調整の決定後の争議行為の一定期間の禁止等をどのように考えるか。
 - ※ 民間労働法制では、公益事業（運輸、郵便、信書便、電気通信、水道、電気・ガス、医療・公衆衛生）にこれらの仕組みあり。
 - ・ 職員の安全や経済社会の円滑な運営を確保する観点からの争議行為規制措置をどう考えるか。
 - ※ 民間労働法制では、争議行為を行っている事業場においても、労働者の安全保持施設の正常な維持・運行を停廃させる等の争議行為は禁止。また、電気の正常な供給を停止する行為等は禁止。

③ 違法な争議行為の企画等の防止

- ・ 違法な争議行為の企画、助長等に刑事罰を科すか。

④ 使用者（政府）の対抗手段

- ・ 使用者（政府）は争議行為への対抗手段としてどのようなものを持ち得るのか。
※ 民間では事業所閉鎖等が可能。公務において、国民向け窓口の閉鎖等が可能か。できない場合、対等の立場での交渉といえるか。

⑤ 第三者に対する賠償責任

- ・ 争議行為により第三者（国民、民間企業）等が損害を被った場合、国は賠償責任を負うか。